

静岡県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年8月25日

静岡県知事 川勝平太

## 静岡県規則第56号

静岡県財務規則の一部を改正する規則

静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第12章（略）</p> <p>第13章 補則（第203条）</p> <p>附則</p> <p>（<u>契約書の作成</u>）</p> <p><b>第52条</b> 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方（以下「契約者」という。）とともに当該契約書に記名押印しなければならない。</p> <p>(i)～(ii)（略）</p> <p>2 契約が、議決条例第2条に規定する契約である場合は、議会の議決があつた後に当該契約書を作成するものとする。</p> <p>（<u>契約書作成の省略</u>）</p> <p><b>第54条</b> 次の各号に掲げる場合においては、第52条第1項に規定する<u>契約書</u>の作成を省略することができる。この場合（第5号に掲げる場合を除く。）において、必要があると認めるときは、第52条第1項各号に掲げる事項に準</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第12章（略）</p> <p>第13章 補則（第203条・<u>第204条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（<u>契約書等の作成</u>）</p> <p><b>第52条</b> 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載し、<u>又は記録した契約書又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）</u>（以下「<u>契約書等</u>」という。）を作成し、契約の相手方（以下「契約者」という。）とともに当該<u>契約書等に記名押印し、又は電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）第2条第2項第1号に規定する電子署名をいう。）</u>を行わなければならない。</p> <p>(i)～(ii)（略）</p> <p>2 契約が、議決条例第2条に規定する契約である場合は、議会の議決があつた後に当該<u>契約書等</u>を作成するものとする。</p> <p>（<u>契約書等作成の省略</u>）</p> <p><b>第54条</b> 次の各号に掲げる場合においては、第52条第1項に規定する<u>契約書等</u>の作成を省略することができる。この場合（第5号に掲げる場合を除く。）において、必要があると認めるときは、第52条第1項各号に掲げる事項に</p>

ずる事項を記載した請書を徴するものとする。

(1) (略)

(2) せり売りに付するとき。

(3)～(6) (略)

(契約)

**第156条** 指定金融機関等における預金の種類、利子及び担保の提供その他の事務に関しては、契約書の定めるところによる。

(証拠書類の記載方法等)

**第193条** 証拠書類の記載方法等は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

(専決)

**第202条の2** (略)

**第13章 補則**

(この規則の特例)

**第203条** (略)

準ずる事項を記載した請書を徴するものとする。

(1) (略)

(2) 競り売りに付するとき。

(3)～(6) (略)

(契約)

**第156条** 指定金融機関等における預金の種類、利子及び担保の提供その他の事務に関しては、契約書等の定めるところによる。

(証拠書類の記載方法等)

**第193条** 証拠書類の記載方法等は、次の各号（第203条の規定により当該証拠書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成等（同条に規定する作成等をいう。以下この条において同じ。）をもつて証拠書類の作成等に代える場合にあつては、第2号を除く。）に定めるところによらなければならない。

(1)～(3) (略)

(専決)

**第202条の2** (略)

**第13章 補則**

（電磁的記録に係る作成等）

**第203条** この規則の規定（第52条を除く。）により作成等（作成、添付その他の行為をいう。以下同じ。）をすることとされている支出票等（支出票、請求書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）については、別に定めるところにより、当該支出票等に記載すべき事項を記録した電磁的記録の作成等をもつて、当該支出票等の作成等に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該支出票等とみなす。

(この規則の特例)

**第204条** (略)

別表第5 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊豆伊東高等学校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、三島長陵高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、伊豆の国特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、 <u>大仁警察署</u> 、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署

別表第5 (略)

出納室名	担当かい名
(略)	
東部出納室	熱海財務事務所、沼津財務事務所、富士財務事務所、東部地域局、東部県民生活センター、富士山世界遺産センター、熱海健康福祉センター、東部健康福祉センター、御殿場健康福祉センター、富士健康福祉センター、吉原林間学園、看護専門学校、東部農林事務所、富士農林事務所、工科短期大学校沼津キャンパス、あしたか職業訓練校、工業技術研究所沼津工業技術支援センター、工業技術研究所富士工業技術支援センター、畜産技術研究所、熱海土木事務所、沼津土木事務所、富士土木事務所、田子の浦港管理事務所、静東教育事務所、伊豆伊東高等学校、熱海高等学校、伊豆総合高等学校、韮山高等学校、伊豆中央高等学校、田方農業高等学校、三島南高等学校、三島北高等学校、三島長陵高等学校、御殿場高等学校、御殿場南高等学校、小山高等学校、裾野高等学校、沼津東高等学校、沼津西高等学校、沼津城北高等学校、沼津工業高等学校、沼津商業高等学校、吉原高等学校、吉原工業高等学校、富士高等学校、富士東高等学校、富士宮東高等学校、富士宮北高等学校、富士宮西高等学校、富岳館高等学校、沼津視覚特別支援学校、沼津聴覚特別支援学校、東部特別支援学校、伊豆の国特別支援学校、御殿場特別支援学校、沼津特別支援学校、富士特別支援学校、 <u>伊豆中央警察署</u> 、三島警察署、伊東警察署、熱海警察署、沼津警察署、裾野警察署、御殿場警察署、富士警察署、富士宮警察署

(略)

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第5の改正は、令和5年8月28日から施行する。